(7) 施 設 管 理

土地改良施設維持管理適正化事業

事業主体 土地改良区等

所管課班 農村整備課 水利施設保全班

事業の内容

土地改良区等(土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。)による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靭化、脱炭素及びICTの有効活用に資するものとする。

- 1 土地改良施設の定期的整備補修を行う事業(以下「整備補修事業」という。)
- (1) 一般型
- (2)連携管理保全型
- 2 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化の ための施設整備を行う事業(以下「防災減災機能等強化事業」という。)

事業内容の基準等

1 共通事項

県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業の診断・管理指導の結果又は 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基 づき定めた機能保全計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに 限る。)において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっている もの。

2 整備補修事業(一般型)

- (1) 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- (2) 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。
- (3)地区面積がおおむね300ha以上で、市町村等の行政区分の単位又は職員(当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。)1名以上の土地改良区(合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。)が実施計画に位置付けた農業水利施設であること。
- 3 整備補修事業(連携管理保全型)
- (1) 対象施設について、土地改良区又は土地改良連合が地域の関係者との協議により策定する水 里土ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ 円滑に保全すべき施設として位置づけられていること。
- (2) 1地区当たりの事業費が100万円以上のもの。

4 防災減災機能等強化事業

- (1)農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいすれかに該当するもの。
 - ア 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
 - イ 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
 - ウ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に 資するもの。
- (2) 1地区当たりの事業費が100万円以上のもの。

(3) 実施計画に位置付けた農業水利施設であること。

5 整備補修工事の内容

(1)整備補修事業

おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

(2) 施設改善対策事業

地区内の高収益作物の導入推進に資するための整備補修。

(3) 安全管理施設整備対策事業

開水路等危険区域への立入り及び転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。

(4) 緊急整備補修

適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

(5) 防災減災機能等強化事業

農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化の ための施設整備。

6 事業実施例

(1)整備補修事業

水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、 用排水路の小規模の補修しゅんせつ等

(2) 施設改善対策事業

揚水機の変速機の設置、用排水路の浚渫・漏水防止・部分的なパイプライン化、分水・合流 工等の自動化及び電動化等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

(3) 安全管理施設整備対策事業

立入り・転落を防止するフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

(4) 防災減災機能等強化事業

排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新、排水路、水門の改修又は更新、 監視・制御機器の整備、防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備 (堤体の補強、護岸の改修、洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新等)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備	考
	整備補修事業(一般型) 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30		40		
	整備補修事業(連携管理保全型)	40	30	;	30		
	防災減災機能等強化事業	50	20	:	30		

注1 整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業については、原則初年度実施

注2 整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業の拠出金(事業費に占める地 方負担相当額)は財政融資資金にて充当するものとし、借入金を地方拠出金により5年間で償 還

基幹水利施設管理事業

事業主体

市町村

県

所管課班

農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設(ダム、 頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。)及び基幹水利施設と一元管理を行 う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことによ り、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採択基準

- 1 一般型
 - (1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。
 - ① 国より管理委託されたもの。
 - ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
 - ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件					
ダ ム	設計洪水量がおおむね $300\mathrm{m}^{3}/\mathrm{s}$ 以上、または貯水量がおおむね $2,500$ 千 m^{3} 以上で					
	あること。					
頭 首 工	下記の要件のすべてに該当するものであること。					
	(1) 設計洪水量がおおむね300m³/s以上であること。					
	(2) ゲートを1門以上有すること。					
	(3) 最大取水量がおおむね1.0m³/s以上であること。					
用水機揚	最大取水量がおおむね1.0m³/s以上であること。					
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。					
排 水 樋 門	計画通水量がおおむね15m³/s以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先へ					
(排水分水ゲ	の総分水量が概ね15m³/s以上)であること。					
ートを含む) 幹線排水路にあっては計画通水量がおおむね15m ³ /s以上、幹線用水路にあって						
幹線用排水路	は計画通水量がおおむね5m³/s以上であって基幹水利施設と連携した管理を行					
うものであること、						

- (2) 受益面積 1,000ha以上(畑地にあっては300ha以上)、地盤沈下地帯にあっては 各々500ha、100ha以上
- (3) 非農地率 受益区域内において10%以上 (分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上(地盤沈下地帯にあっては50ha以上) 畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30ha以上(地盤沈下地帯にあっては10ha以上)

2 特別型

- (1) 国営土地改良事業により造成した施設(これに準ずる国有の土地改良施設を含む)のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門(関連施設を含む)であって、次の条件を満たすもの。
 - ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
 - ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
 - ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等 に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m³/s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであって、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m ³ 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m ³ /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであって、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区分	玉	県	市町村	その他	備考		
		33. 3333	66. 6667	_		荒砥沢ダム(本体)、小田ダムに係る分		
県 営	県 営 基幹水利施設 管理事業	33. 3333	28. 8889	37. 7778		荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分		
			3	33. 3333	28. 8889	18. 8889	18. 8889	岩堂沢、二ツ石ダムに係る分
F7 (1.3)(基幹水利施設		1~30 [1]	40~69 [69]		[]はH23新規地区以降適用		
団体営管理事業		33. 3333	1~30 [1]	36. 6667 [65. 6	~65. 6667 6667]	流域治水対策実施地区 []はH23新規地区以降適用		

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

水利	施設管理強化	車業
ノリングツ	ルベストナスル	于不

事業主体

所管課班 農村整備課

水利施設保全班

市町村

県

趣 旨

多面的機能を有する農業水利施設について、集中豪雨の激甚化・頻発化により、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められていることから、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

事業の内容

一般型

一般型は、水利施設管理強化計画(以下、「管理強化計画」という。)に基づき、国営造成施設(共同事業により造成した施設を含む。)及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合(以下、「土地改良区等」という。)に対する支援を行う。

対象施設

- 一般型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設とする。
 - (1) 土地改良区等が直接管理する、管理強化計画に基づき造成された国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

負担割合	X	分	围	県	その他	備考
市町村営	一般型		50	1 [25]	49 [25]	[] は国営造成施設管理体制整備 進事業にてH18以前新規地区に適用

県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)

事業主体 市町村

所管課班 農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能(以下「多面的機能」という。)を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした 管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

事業の内容

- 1 事業の内容
 - (1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設(以下「県営造成施設等」という。)を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。
 - ① 管理体制整備計画策定事業
 - ② 管理体制整備推進事業
 - ③ 管理体制整備強化支援事業
 - (2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を適切に更新する。
 - (3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地 改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。(但し、農業生産活動に係るものは除く)

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費(37.5%)を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
- ⑦電力料 ⑧整備補修費

対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

- (1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。 (国営附帯事業造成施設及 び国営関連施設分は除く。)
- (2)対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

事業主体

1 本事業の事業主体は、市町村とする。

負担割合

負担割合		区分	国	県	市町村	備	考
市町村営	1	管理体制整備計画策定事業				補助なし	
	2	管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上		
	3	管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上		

土地改良区機能強化支援 事業

県 事業主体 土地改良区 地方連合会 公募団体 農村振興課 指導班

農村整備課 換地・用地班 (受益農地管理・換地関係のみ)

農村整備課 水利施設保全班 (基幹水利施設保全管理技術向 上研修及び基幹水利施設省エネ ルギー化技術実践向上研修の

み)

所管課班

趣旨

本事業により、水土里ビジョンの策定を推進するとともに、これに基づく取組を推進するために 必要となる土地改良区の運営基盤強化を図るため、土地改良区の統合再編、施設・財務管理の強化、 受益農地の管理の強化、研修・人材育成に対する支援を行うこととする。

事業の内容

1 水土里ビジョン策定推進対策

農業水利施設等の持続的な保全体制を構築するため、水土里ビジョンの策定を実施するものとする。

水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区及び土地改良区連合は、当該土地改良施設と関連する施設の管理者や関係市町村その他の関係者と調整を図りつつ、水土里ビジョンの策定に必要な取組を実施するものとする。

- (ア)水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区等は、農林水産省農村振興 局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるところにより、知事の承認を受け るものとする。
- (イ) 知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (ウ) 地方農政局長は、(イ)の協議を受けたときは、承認を受けようとする土地改良区等 やその他の施設管理者における土地改良施設等の管理状況、水土里ビジョン策定の必要 性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

2 統合整備強化対策

統合整備強化対策は、効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、合併、 土地改良区連合の設立(所属土地改良区の数の増加を含む。以下 同じ。)、合同事務所の設置等 を推進するとともに、県による統合整備重点指導地区に対する指導を行うことで、土地改良施設の 維持管理体制の再編整備を図るものとする。

(1) 土地改良区、市町村又は県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。) (市町村 又は地方連合会は①を除く。)が行う統合再編整備事業

①統合整備

県は、県が策定している管内の土地改良区の統合整備に関する基本計画(以下「統合整備基本計画」という。)や土地改良区が策定している水土里ビジョン等に即して、統合整備を推進するものとする。

【事業要件】

(ア) | 型地区

- I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。
- a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとと もに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るもの であること。
- b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積 (以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。)がおおむね3,000ha以上で あり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設

立を推進する必要があると認められるものであること。

- c その役員の定数を、原則として、一定期間(吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね3年間)経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上である こと。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

(イ) Ⅱ型地区

Ⅱ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア) の a 及び c に掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本 計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要が あると認められるものであること。

(ウ) Ⅲ型地区

Ⅲ型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300~クタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の定数を、原則として、一定期間(吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間)経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

「十地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた 次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準			合併土地改良区数別による基準				
面積規模	莫	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数			
500ha未注	苘	15人以下	2 地区	合併前役員定数の単純計			
				×2/3以下			
500~1,000)ha	20人以下	3~4地区	合併前役員定数の単純計			
				×1/2以下			
1,000~5,00	00ha	25人以下	5 地区以上	合併前役員定数の単純計			
				×2/5以下			
5,000ha以	上	30人以下					

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、知事の承認を受けること。知事はこれ を承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。

②管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた 適正な管理又は集落等による維持管理の継続が困難となった土地改良施設の持続的な管理 を図るため、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会(市町村又は地方連合会は土地改良施設の追加を伴う場合に限る。)は知事に承認を受けること。知事はこれを承認するにあたり、地方農政局長へ協議するものとする。

③土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が 必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

- (ア) 土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ha未満の土地 改良区であるものとする。
- (イ) (ア) に該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、知事の承認を受けるものとする。
- (ウ) 知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (エ) 地方農政局長は、(ウ) の協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮するものとする。

(2) 県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

県は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区であって、統合整備協議会の設立に至っていないもののうち、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とするもの(以下「統合整備重点指導地区」という。)に対し、次により指導を行うものとする。

①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題、推進方針について検討し、これをとりまとめ、統合整備推進計画を策定する。

②県による指導

統合整備推進員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備 の推進のため指導・助言を行う。

3 施設・財務管理強化対策

施設・財務管理強化対策は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理並びに土地改良区の経営改善、 事業運営の透明化及びガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区 の経営診断・改善指導、施設・財務管理強化相談業務等を実施するものとする。

①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う施設・財務管理強化対策及び監査実務等向上研修の内容の検討を行う。

②土地改良施設の診断・管理指導の実施

地方連合会は、管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・ 管理指導及び業務遂上必要な調査等を行うものとする。

定期診断指導:ダム(ため池を含む。)、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導:定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導 の要請があった土地改良施設を対象とする。

③土地改良区の経営診断・改善指導

地方連合会は、①の管理運営体制強化委員会で策定した経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、経営診断・改善指導を行うものとする。

- ④施設·財務管理強化相談業務
 - (ア) 施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、土地改良関係法令、土地改良区会計等に精通した地方連合会の職員及

び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応するものとする。

(イ) 専門家の委嘱

地方連合会は、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、法律、会計業務等 に関する専門家に相談業務を委嘱するものとする。

⑤非補助土地改良事業推進支援

(ア) 非補助土地改良事業推進計画の策定

地方連合会は、非補助土地改良事業(非補助土地改良事業資金融通事務処理要領(昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知)第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。)の推進活動を計画的かつ効率的に行うための活動計画を策定するものとする。

(イ) 推進指導活動の実施

地方連合会は、土地改良区等の非補助土地改良事業の実施主体に対し、非補助土地改良 事業制度に関する知識の醸成を図るため、現地における推進指導を行うものとする。

4 受益農地管理強化対策

受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ円滑な推進等により、農地整備事業の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施するほか、所有者不明農地等の解消を図るための助言・指導等を実施するものとする。

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

(ア) 財産管理制度等活用推進委員会の設置

推進委員会は、財産管理制度等活用実態調査の項目、財産管理制度等活用マニュアルの 内容及び財産管理制度等の普及・啓発の検討を行う。

(イ) 財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、支障の内容、制度等の活用上の課題と対応方策、土地の所有者を特定した事例、制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例について調査を行う。

(ウ) 財産管理制度等活用マニュアルの作成

財産管理制度等の活用に資するマニュアルを作成する。

(エ) 財産管理制度等の普及・啓発指導

マニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地 方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を 行う。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会 からの要請に応じて助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

(ア) 受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実施計画の策定及び内容の検討を行う。

(イ) 換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、 当該地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に 指定し、計画的に巡回指導を行う。

(ウ) 換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

- a 換地処分未了地区等の実態把握
- b 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

c 換地処分未了地区等に対する指導等

(エ) 財産管理制度等活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度等の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

(オ) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地 区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土 地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導等を行う。

(3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区の受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支 障が生じている場合に、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取 得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行う。

5 研修 · 人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向 上のための研修等を実施するものとする。

- (1) 公募団体が行う研修・人材育成
 - ①土地改良区運営基盤強化推進研修
 - 土地改良区の統合整備をはじめとする土地改良区の運営基盤強化を推進するための研修を行う。
 - ②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るための研修 を行う。

また、土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行う。

さらに、農業用水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良 区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営 に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

③会計指導員育成研修

3 (1)③の土地改良区の経営診断・改善指導、3 (1)④(ア)の施設・財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象とした研修を実施する。

④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例 等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地 処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う研修・人材育成

①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設管理者の 技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

(ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

- (イ) 施設の機能保全に関すること。
- (ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で 農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施 設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

③監查実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

④ 換地等技術向上研修

受益農地管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、市町村の職員、土地改良 区及び農業委員会等の役職員並びに換地技術者等及び換地委員等に対し、換地事務及び交 換分合に関する研修を実施するものとする。なお、換地事務に関する研修の実施に当たっ ては、換地技術者等の活動状況及び換地事務量を把握し、換地事務量等の長期見通しを作 成することにより、効果的な研修の実施に努めるものとする。

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する 研修

b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工(予定)地区の換地委員(準備委員)、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

- ⑤基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修
 - (ア) 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うものとする
 - (イ) (ア) の研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところ により知事の承認をうけるものとする。
 - (ウ) 知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものと する。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー技術 実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要となる技 術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

事業主体

3 (1)・4 (2)・5 (2) は地方連合会、4 (3) は土地改良区、2 (1) は土地改良区、市町村又は地方連合会(市町村又は地方連合会は2 (1)③に限る) 2 (2) は県、4 (1)・5 (1) は公募団体

負担割合	区分	围	県	その他	備考
	土地改良区機能強化支援事業 1	100	-		

# 2~5 (ただし、下記を除く。)	50	50	
3 (1) (3) (4-(7)) (5-(7)) (4 (1)) (5 (1)) (2) (5)	定額	I	